

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」への登録申請について

新発田ガス株式会社は、12 月 9 日(木)に経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、「本事業」）」*1によるガス料金の軽減措置を実施するため、本事業への登録申請を行いました。

本事業は、国が指定する値引き単価 *2によりお客さまの使用量に応じたガス料金の値引きを行った事業者に対して、その原資を国が支援するものです。

1. 本事業への参画が採択された場合のガス料金軽減措置内容

2023 年 1 月使用(2 月検針)分*3 から 8 月使用(9 月検針)分の料金に適用となるガス料金単価から、1 m³あたり 30 円(税込み)を、2023 年 9 月使用(10 月検針)分の料金に適用となるガス料金単価から 1 m³あたり 15 円(税込み)を差し引いた単価に基づきガス料金を算定いたします。

※都市ガスの年間契約量が 1,000 万 m³以上のお客さま及び発電事業者は対象外

値引き後の毎月のガス料金単価については、当社ホームページや「ガス使用量のお知らせ」等にてお知らせする予定です。

なお、本事業による値引きに際して、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

*1：本事業の概要は経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。
電気・ガス価格激変緩和対策事務局へお問い合わせください。

【経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト】

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general>

【お問い合わせ窓口】 資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局

TEL：0120-013-305 受付時間：全日 9 時から 17 時まで（年末年始を除く）

*2：国が指定する値引き単価

・2023 年 1 月使用(2 月検針)分より：30 円/m³（税込み）

・2023 年 9 月使用(10 月検針)分：15 円/m³（税込み）

*3：2023 年 1 月使用（2 月検針）分

・ガス料金：「2023 年 1 月検針日の翌日～2023 年 2 月検針日」の間の使用量

以上



新発田ガス株式会社

SHIBATA GAS